

## 大雨・大雪警報、暴風警報、洪水警報発令時の登校について

※生徒手帳に記載されている情報の抜粋です

- 1 午前7時現在の気象情報で、播磨町、稲美町、加古川市、高砂市、明石市のうち一つでも、上記警報のいずれかが発表中の場合、自宅待機し、午前10時現在の気象情報を待つ。

前記地域以外から登校する生徒については、居住地及び通学経路に警報が発表されている時も、自宅待機とする。その際、授業の欠席については、公欠扱いとする。ただし定期考査期間中及び午前中授業の時にあっては、その時点で臨時休業とする。

- 2 午前10時現在の気象情報で、上記警報のいずれかが発表継続中の場合は、その時点で臨時休業とする。